

中泊町告示第141号

中泊町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年中泊町条例第31号）第4条の規定に基づき、概要を別紙のとおり公表する。

令和4年12月22日

中 泊 町 長 濱 舘 豊 光

別 紙

中泊町人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び中泊町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

※令和4年4月1日現在

(1) 職員数

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数
			令和 3 年	令和 4 年	
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
		総務・企画	37	38	1
		税 務	9	9	0
		労 働	0	0	0
		農林水産	13	13	0
		商 工	4	4	0
		土 木	7	7	0
		民 生	9	9	0
		衛 生	9	8	▲ 1
	計		90	90	0
	教 育		19	17	▲ 2
	消 防				0
	小計		109	107	▲ 2
	公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	6	6	0
水 道		5	5	0	
下 水 道		1	1	0	
そ の 他		8	8	0	
小計		20	20	0	
合 計			129	127	▲ 2

(2) 採用及び退職の状況

職種	採用者数	退職者数
一般行政職	1	3
医療職		
看護・保健職		
福祉職		
技能労務職		
合計	1	3

(3) 事由別退職者数

定年退職	早期退職	死亡退職	普通退職	その他	合計
2		1			3

2 職員の給与の状況

※令和3年4月1日現在

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
一般行政職	41.3歳	299,700	328,643
技能労務職	54.6歳	329,800	379,100

(2) 初任給の状況

区 分		初任給 (円)
一般行政職	大学卒	182,200
	高校卒	150,600
技能労務職	高校卒	147,900
	中学卒	139,900

(3) 経験年数別平均給料の状況

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,500	339,200	364,200	385,100
	高校卒	214,800	287,400	339,200	364,200
技能労務職	大学卒	206,700	263,800	291,600	329,200
	高校卒	192,500	255,600	284,700	319,100

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

※令和4年4月1日現在

(1) 勤務時間・休日等

勤務時間		休憩時間	1週間の勤務時間	休日
始業時刻	終業時刻			
8:15	17:00	12:00～13:00	38時間45分	土・日・国民の祝日 及び12/29～1/3

(2) 年次有給休暇の取得状況

付与日数	繰越日数	平均取得日数
20日	20日以内	12.5日

(3) 特別休暇等の状況（令和3年実績）

休暇の区分	付与日数	取得日数
選挙等休暇	必要と認められる期間	0日
証人等休暇	必要と認められる期間	0日
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	0日
ボランティア休暇	5日以内	3日
結婚休暇	連続する7日以内	7日
妊産婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間（適宜休息又は補食）	0日
妊産婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間（適宜休息又は補食）1日1時間以内	0日
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	0日
産前・産後休暇	【産前】8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内で申し出た期間 【産後】8週間	35日
育児休暇	1日2回、各60分以内	15日
生理休暇	必要な期間	0日
配偶者出産休暇	3日以内	4日
育児参加休暇	5日以内	0日
子の看護休暇	5日以内（2人以上は10日以内）	42.5日
短期介護休暇	5日以内（要介護者2人以上の場合は10日以内）	2日
服忌休暇	1日～連続10日	39日
祭日休暇	1日以内	1日
夏季休暇	4日以内	471日
現住居の滅失等休暇	7日以内	0日
出勤困難休暇	必要と認められる期間	92日
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0日
病気休暇	連続90日（例外あり）以内の必要と認める期間	88日
介護休暇	連続6月以内	0日

(4) 育児休業の取得状況

	令和3年度新規取得者 (人)	前年度から取得中の者 (人)
男性職員		
女性職員		1
計	0	1

4 職員の分限及び懲戒処分状況

※令和3年度実績

(1) 分限処分の状況

免職	降任	休職	降給
0人	0人	1人	0人

(2) 懲戒処分の状況

免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	2人

5 職員の服務の状況

※令和3年4月1日現在

(1) 職務に専念する義務の免除の特例

地方公務員法第35条の規定に基づき、中泊町職務に専念する義務の特例に関する条例・規則で次の特例を定めています。

- 1 研修を受ける場合
- 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 3 上記のほか、任命権者が定める場合

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、交通がしや断され、又は隔離された場合
- (2) 地方公務員法第45条第2項の規定により、公務災害補償の実施に関する審査の請求者として出頭する場合

- (3) 地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- (4) 地方公務員法第49条の2第1項の規定による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をし、及びその審理に出頭する場合
- (5) 地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (6) 特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (7) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (8) 町行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- (9) 国民体育大会又はこれに準ずる国若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催する体育大会に役員若しくは演技者として参加する場合、又は職域代表として体育大会に参加する場合で町長が特に必要と認めるとき。
- (10) 通信教育に関し面接授業に出席する場合
- (11) 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
- (12) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に認める場合

(2) 営利企業等の従事制限

地方公務員法第38条により、職員が営利企業等に従事することは制限されています。町では、職員から従事についての許可申請があった場合、「中泊町営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則」に定める次の要件を具備し、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り許可しています。

- 1 職務の遂行に支障がないこと。
- 2 その職員の職との間に特別な営利関係又はその発生のおそれがないこと。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

※令和3年度実績

(1) 研修の実施状況

研修名	実施主体等	対象者	受講者数 (人)
新採用者前期研修	青森県自治研修所（基本研修）	新たに採用された職員	6
新採用者後期研修	青森県自治研修所（基本研修）	新たに採用された職員	6
主事・技師研修	青森県自治研修所（基本研修）	主事・技師で所定の年数を経過した職員	4
主査研修	青森県自治研修所（基本研修）	係長級に昇任した職員	5
主査第2部研修	青森県自治研修所（基本研修）	係長級に昇任後3年を経過したした職員	1
主幹研修	青森県自治研修所（基本研修）	係長級に昇任後7年を経過したした職員	5
管理者入門研修	青森県自治研修所（基本研修）	課長補佐級に昇任した職員	5
課長研修	青森県自治研修所（基本研修）	課長級に昇任した職員	3
再任用者研修	青森県自治研修所（基本研修）	新たに任用された再任用職員	2
市町村選挙管理事務研修	青森県自治研修所（部局研修）	選挙担当者	1
農業農村整備事務基礎研修	青森県自治研修所（部局研修）	全階層	1
緊急行政課題研修	青森県自治研修所（部局研修）	総務・企画担当者等	3
高齢層職員の能力活用研修	青森県自治研修所（部局研修）	人事担当者	1
市町村人事評価運用改善研修	青森県	課長補佐級以上の職員	36
市町村職員実務研修	青森県	3年以上の地方行政の実務経験を有し、成績が優秀かつ健康であって、実務研修を受けるにふさわしい	1
Afterコロナ時代に求められる自治体職員の姿	五所川原圏域定住自立圏	採用後おおむね3年から15年までの職員	1
レジリエンス向上～折れない心をつくる～	五所川原圏域定住自立圏	全階層	6
新採用職員研修	中泊町	新たに採用された職員	6
中泊町職員実践セールス力向上研修	中泊町	入庁から1年以上経過した40歳未満の職員	1

(2) 勤務成績の評定の実施状況

職員の昇任、昇格、昇給、人事配置等を適切に行うため、「中泊町職員の人事評価実施規程」に基づき、年1回評価しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

※令和3年度実績

(1) 健康診断等に関する状況

区分	受診者数（人）	備 考
日帰りドック	27	
脳ドック	10	
定期健診	69	人間ドック受診者を除く
結核健診	69	人間ドック受診者を除く
特定保健指導	0	
ストレスチェック	155	

(2) 公務災害及び通勤災害の発生状況

災害区分	件数
公務災害	0
通勤災害	0
計	0

8 青森県公平委員会に係る業務の状況

※令和3年度実績

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求及び継続事案はなし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

措置要求及び継続事案はなし